

債権管理中間報告書

債権の名称	市税	所 管 課	収税課
令和5年度の取組内容	<p>財産調査、生活及び経営状況等の調査により、預金、給与、生命保険等の差押え可能財産の発見に努め、機能分担制を取り入れた班体制により、効率的な滞納処分を実施した。また公売による滞納市税の解消のため、動産及び不動産等（軽自動車4件、普通自動車4件、不動産4件）の差押えを行った。</p>		
取組結果	<p>差押えは合計609件実施した。収入率は現年課税分99.63%、滞納繰越分30.27%、合計99.07%となった。目標値99.08%にはわずかに到達しなかったが、過去10年間でも最高の収入率を更新した。</p> <p>なお、軽自動車及び普通自動車については差押予告通知やタイヤロックにより、不動産については公売予告により完納となったため、公売は実施していない。</p>		
令和6年度に向けた課題と対策	<p>現年課税分及び滞納繰越分ともに調査に時間を要するケースが増えているため、早期着手に取り組む。また、口座照会システム（pipitLINQ）等の新たな調査手法により、財産調査をはじめとする各種調査の取組強化と、効率的な滞納処分を実施していく。</p>		

債権管理中間報告書

債権の名称	保育所使用料	所 管 課	こども保育課
令和5年度の取組内容	<p>口座振替利用者が増えるよう入園時に制度の案内を強化する。 (R4年度3月時点：保育料納入対象者 721 人中口座振替利用者 584 人) 現年度滞納者に対してそれぞれの目標を設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分割納付等の納付誓約書受理件数：5 件 ・児童手当に係る学校給食費等の徴収等に関する申出書受理件数：5 件 ・年間差押え件数：5 件、財産調査：10 件 		
取組結果	<ul style="list-style-type: none"> ・R5年度3月時点：保育料納入対象者 872 人中口座振替利用者 563 人 ・分割納付等の納付誓約書受理件数：1 件 ・児童手当に係る学校給食費等の徴収等に関する申出書受理件数：7 件 ・年間差押え件数：0 件、財産調査：0 件 		
令和6年度に向けた課題と対策	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、口座振替の案内を強化する。 ・高額滞納者については、児童手当の充当について案内して支払いを促し、分納誓約書と児童手当の充当にも応じない場合は、差押や財産調査を行っていく。 ・滞納者をピックアップし、高額滞納者については直接ヒアリングを行い、状況によって差押えや財産調査も検討していく。 		

債権管理中間報告書

債権の名称	介護保険料	所 管 課	介護福祉課
令和5年度 の取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 65歳の新規資格取得者を重点的な対象とし、滞納額が高額となる前に早期の訪問、差押え等を行った。 ・ 新規資格取得予定者に対し口座振替の推進 		
取組結果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和5年度収入率は現年分 99.70%、滞納繰越分 44.54%となり、全体で 99.26%（前年比+0.16%）となった。 ・ 令和5年度目標に対して、全体の収入率、収入未済額とも達成。 ・ 年間の財産調査件数 350 件、差押件数 55 件。 		
令和6年度 に向けた 課題と対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現年、全体の収入率は前年より上昇しており、取組内容が結果に現れてきていることから、引き続き、新規資格取得者への早期の訪問、財産調査、滞納処分を実施し、滞納額が高額になる前に対処することで、現年度の収入未済額の縮減に努める。 ・ 年間の差押件数 50 件、財産調査件数 350 件を目標とする。 		

債権管理中間報告書

債権の名称	国民健康保険料	所 管 課	国保課
令和5年度 の取組内容	<p>督促及び催告（年3回）の定期的な送付のほか、相談員と連携しながら、電話催告、訪問による納付勧奨を行った。訪問は日中に加え、昼間連絡が取れない滞納者を対象に夜間訪問を実施した。</p> <p>定期的な納付勧奨にも反応しない滞納者等には、財産調査を行い、差押え可能財産が確認できたものについては、積極的に差押えを行った。</p>		
取組結果	<p>定期的な納付勧奨及び積極的な差押えを実行することで、滞納者が来庁するなど接触が図られ、その後の分納計画を進めることができた。また、夜間訪問では日中に接触できない滞納者の約半分の方と接触ができ、納付につながった。</p> <p>昨年度に比べ収納率が下がっている主な要因は、保険料率の増加及び物価高騰の影響による滞納者の増加が考えられる。</p>		
令和6年度 に向けた 課題と対策	<p>滞納額上位200人（TOP200）を選定し、電話、訪問等及び財産調査（目標件数100件）を行い、滞納繰越分の収納率向上を図る。</p> <p>また、新規滞納者に対しては、相談員と連携しながら、電話や訪問等による納付勧奨を早期に行い、滞納額の増加を抑える。</p> <p>国保課だけでは行き詰っている滞納者については、他課（収税課等）と情報共有をしながら滞納解消につなげたい。</p>		

債権管理中間報告書

債権の名称	生活保護費返納・返還・徴収金	所 管 課	福祉部 生活福祉課
令和5年度の取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保護費からの徴収金相殺を推進し、債権回収に努めた。 ・ 適宜訪問して納付勧奨したほか、年金支給月を活用した納付計画等、徴収方法を個別に対応した。 ・ 督促状及び催告書の発行。 ・ 悪質な不正受給に対する刑事告訴。 		
取組結果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不正受給である法第78条徴収金の適用件数は昨年より増加したものの、高額な不正受給は減少した。課税調査や資産調査による不正発覚後、速やかな徴収決定により徴収額の増大を抑えることができた。 ・ 法第63条返還金は今年度も収入率は9割を維持することができた。これは、保護開始前や保護中に発生した資力を事前に把握し、被保護者に適切に説明し速やかな納付に努めたことの結果である。 ・ 令和4年度末に発生した悪質な不正受給案件（約170万円）について刑事告訴を検討中。警察に事前提出を行い、弁護士相談を行っている。 <p>目標値を下回った要因</p> <p>強制徴収公債権</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 滞納繰越分の収入率が低く、目標値を下回った。この収入のほとんどは、現在も当市で保護受給中の者による保護費との相殺（1世帯あたり月額5,000～10,000円程度）である。保護廃止の者も財産調査の結果、差押ができる資産を保有していなかった。 <p>非強制徴収公債権</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ こちらも、収入のほとんどは保護費との相殺分である。納付勧奨を行うものの、最低生活費も維持しなければならず、増加させることは困難であった。 		

債権管理中間報告書

債権の名称	下水道受益者負担金等	所 管 課	企画経営課
令和5年度 の取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・当課で取り扱う強制徴収公債権と私債権の違いを含む、滞納整理に関する基礎知識の向上が図れた。 ・新規の滞納者に対する折衝で毅然とした対応を行うことで、自主納付に繋げた。 		
取組結果	<ul style="list-style-type: none"> ・目標値には届かなかったが、効率の良い滞納整理が行えた。 		
令和6年度 に向けた 課題と対策	<ul style="list-style-type: none"> ・差し押さえできる財産がなく、不納欠損処理を行っている者について執行停止を検討する必要がある。 ・他業務を含めた、年次のスケジュールを検討したい。 		

債権管理中間報告書

債権の名称	下水道使用料	所 管 課	企画経営課
令和5年度 の取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・滞納早期に催告、現地訪問等の徹底 ・委託事業者との定期的な会合を行い、情報共有を図った。 ・公債権である下水道使用料の徴収方法を改善する試みとして、下水道使用料の滞納者で生活保護受給者の情報を所管課に照会し該当者を抽出した上で、地方税法第15条の7に規定する滞納処分の執行停止を行った。 ・下水道無断接続対象者に対して戸別訪問を実施し、遡及請求を実施し、収入額の向上を図った。 		
取組結果	<ul style="list-style-type: none"> ・長期滞納者に対して、催告等で交渉を続けた結果、例年並みの徴収率を維持できた。 ・滞納者に対して定期的に督促状及び催告書を送付することによって未収金の削減に努めた。 ・委託業者と協力して、滞納者対応を行い、債務承認を促すとともに、分納誓約を定期的に提出するよう指導し、消滅時効進行を予防した。 ・執行停止の手続きについては、関係各課と情報共有を図った。 ・公共下水への無断接続に伴う遡及請求を着実に実施した。 		
令和6年度 に向けた 課題と対策	<ul style="list-style-type: none"> ・滞納者への早期に催告の徹底を行い、未収金の発生を防ぐ。 ・悪質の滞納者には、財産調査・差押え等を実施し、債権回収を図る。 		

債権管理中間報告書

債権の名称	児童扶養手当返還金	所 管 課	こども未来課
令和5年度 の取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文書、電話等による継続的な納付指導の実施。 ・ 新規の債権者への早期対応。 ・ 課内での情報交換及び協力体制の確立。 		
取組結果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新規の債権について、5件のうち4件は全額回収できた。残りの1件は分納相談はできているが、児童扶養手当以外の債権も有り、その総額が4,675,340円で毎月1万円の約束のため、児童扶養手当の返還が始まるのはかなり先になる予定である。 ・ 早期に電話、訪問等催告を実施した。 ・ 滞納繰越分の債権について、入金が滞っている2件については催告書兼法的措置予告書を送付した。 		
令和6年度 に向けた 課題と対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新規の債権について、早期着手に取り組み、現年度分の収入率100%を目標とする。 ・ 継続的に電話や文書で連絡を取り、未納付の期間が長くないようにする。 ・ 連絡が取れない場合は、訪問や催告を行う。 ・ 課内での情報交換及び協力体制を確立する。 ・ 昨年度発生した新規の1件について、毎月1万円の誓約だが、令和6年7月から児童扶養手当の支給が始まることから、生活が安定してきたら増額入金の依頼を行う。 		

債権管理中間報告書

債権の名称	老人ホーム費負担金	所 管 課	介護福祉課
令和5年度の取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・収入未済となった1件について、法定相続人を確定させるため戸籍調査を行った。 ・現年度分については、負担金の未納が発生しないよう、各施設と連携を図りながら、収入状況を綿密に把握した。 		
取組結果	<ul style="list-style-type: none"> ・収入未済となった1件について、戸籍調査の結果、親子関係不存在確認のため、法定相続人が存在しないことが判明した。 ・現年度分については、負担金の未納が発生しないよう、各施設と連携を図りながら収入状況を綿密に把握し、収入率100%を達成した。 		
令和6年度に向けた課題と対策	<ul style="list-style-type: none"> ・収入未済となった1件について、本人の手持ち現金等3,504円については、滞納債権の一部回収に充て、残額については、債権放棄もしくは不納欠損処理することとする。 ・現年度分については、各施設と連携を図りながら、収入状況を綿密に把握し、引き続き現年度分収入率100%を目標とする。 		

債権管理中間報告書

債権の名称	し尿処理手数料	所 管 課	廃棄物対策課
令和5年度の取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・現年度分の未納者に対しては、早期着手に取り組むとともに、過年度分の滞納者に対しても、電話・訪問催告により納付を促した。 ・課内ヒアリングや進行管理を行うことで、職場全体で情報共有を図った。 		
取組結果	<ul style="list-style-type: none"> ・当初の目標を概ね達成することが出来た。 		
令和6年度に向けた課題と対策	<ul style="list-style-type: none"> ・現年度分の滞納者に対しては、早期着手に取り組むとともに、過年度分の滞納者に対しても、電話・訪問催告により納付を促し、適切に時効管理を行い、収入率100%を目指す。 ・課内ヒアリングや進行管理を行うことで、職場全体で情報共有を行い、夜間に管理職と同行訪問するなど、収入率向上に取り組む。 		

債権管理中間報告書

債権の名称	平尾墓園管理料	所 管 課	環境衛生課
令和5年度の取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・督促状を送付し、納付を促進。 ・返送分については、住所を調べ、判明次第再送付。 ・滞納者へ随時、電話又は訪問催告し、納付を促進。また、電話がつかない使用者へは住所地へ訪問し、在宅であれば、連絡先の聞き取りを行い、連絡がつくように情報を整理。 ・催告書を1月に送付。 ・2月に滞納者宅へ訪問。 ・令和元年から令和3年度の滞納者に対して、納付の約束を取り付け、それまでに納付がなければ、再度訪問及び電話で催告。 ・年金月には郵送及び電話催告。 ・年末年始、お彼岸の時期は滞納整理を強化し訪問、電話催告を実施。 		
取組結果	<ul style="list-style-type: none"> ・収入率 97.14%、収入未済額 222,480 円となっており、目標である収入率 97.09%、収入未済額 224,920 円を達成した。5 年度は取組内容のとおり滞納者への催告に注力したため滞納繰越分の収入率は目標の 50.61%を上回り 58.82%となったことが達成の要因と考えられる ・令和 1、2 年度分を滞納していた 6 名のうち 5 名の支払が完了した。 		
令和6年度に向けた課題と対策	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度に使用許可の取消しが可能な使用者について、適正な債権管理を行う。 ・上記以外の者については、随時電話及び訪問催告を行う。 ・管理料の徴収に口座振替を導入し、事務作業量の削減、収入率の向上を目指す。 ・現年分の収入率 98.25%を目標に催告を行う。 		

債権管理中間報告書

債権の名称	市営住宅家賃	所 管 課	建築住宅課
令和5年度の取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・現在指定管理者が行っている短いスパンでの電話催告等を継続し、滞納を長期化させない状況作りに取り組んだ。 ・長期滞納者及び高額滞納者に対する訪問を強化し、一括納付又は分納誓約が可能かどうか調査し、折衝した。 		
取組結果	<ul style="list-style-type: none"> ・滞納を長期化させない状況作りができ、現年収入率は99.87%と目標を達成した。 ・長期滞納者及び高額滞納者に対する訪問を強化したことで、一括納付又は分納による納付の件数が増え、滞納者数は減少した。ただし、滞納繰越収入率は17.12%と目標を達成できなかった。 		
令和6年度に向けた課題と対策	<ul style="list-style-type: none"> ・現在指定管理者が行っている短いスパンでの電話催告等を継続し、滞納を長期化させない状況作りに取り組むことで、現年収入率を維持し、滞納繰越額を増加させない。 ・長期滞納者及び高額滞納者に対する訪問をさらに強化し、一括納付又は分納誓約が可能かどうか調査し、折衝することで、滞納者数及び滞納繰越額を減少させる。 		

債権管理中間報告書

債権の名称	市営住宅共益費	所 管 課	建築住宅課
令和 5 年度 の取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定管理者が行っている短いスパンでの電話催告等を共益費でも実施し、滞納を長期化させない状況作りに取り組んだ。 ・ 長期滞納者及び高額滞納者に対する訪問を強化し、一括納付又は分納誓約が可能かどうか調査し、折衝した。 		
取組結果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 滞納を長期化させない状況作りができたが、現年収入率は 98.53%と目標を達成できなかった。 ・ 長期滞納者及び高額滞納者に対する訪問を強化したことで、一括納付又は分納による納付の件数が増え、滞納者数は減少した。また、滞納繰越収入率は 21.58%と目標を達成できた。 		
令和 6 年度 に向けた 課題と対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在指定管理者が行っている短いスパンでの電話催告等を継続し、滞納を長期化させない状況作りに取り組むことで、現年収入率を増加させ、滞納繰越額を増加させない。 ・ 長期滞納者及び高額滞納者に対する訪問をさらに強化し、一括納付又は分納誓約が可能かどうか調査し、折衝することで、滞納者数及び滞納繰越額を減少させる。 		

債権管理中間報告書

債権の名称	土地建物貸付料	所 管 課	管財課
令和 5 年度 の取組内容	<p>督促及び催告の定期的実施により、継続的な納付勧奨を行った。 死亡した滞納者の相続人全員が相続放棄の手続き行っていたことから債権放棄を行った。</p>		
取組結果	<p>滞納者数及び収入未済額が減少し、現年度分収入率は 99.46% となり目標を達成した。 債権放棄を行うことにより、適正かつ効率的な債権管理を進める体制づくりが図られた。</p>		
令和 6 年度 に向けた 課題と対策	<p>継続的な滞納者に対しては、文書の送付以外に早期に訪問等を行うことで支払いを促し、収入未済額の縮減に努める。</p>		

債権管理中間報告書

債権の名称	災害援護資金貸付金	所 管 課	地域福祉課
令和 5 年度 の取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・分納中の滞納者について納付書を送付した。 ・分納が比較的順調な滞納者には、納付書を前倒しで送付するなど、早期の納付や完納を促した。 ・減額等の相談においても、できるだけ現状を維持し、早期に完納を目指すよう納付相談を行った。 		
取組結果	<ul style="list-style-type: none"> ・滞納者の 1 名が予定より早く完納した一方、長期滞納者の状況改善には至っておらず、目標値を達成できていない。 ・現在管理している台帳データが煩雑であるため、必要事項を追加し納付状況が確認しやすくなるよう整備中である。 		
令和 6 年度 に向けた 課題と対策	<ul style="list-style-type: none"> ・時効や納付状況のわかりやすい台帳整備を進め、適正化を図る。 ・納付が見込める者が減ってきており、現状では収入率 4.42% を目標とし、分納の継続、早期完納の促進など収入未済額の縮減に努めるとともに、長期滞納者の案件において、相続人調査や連帯保証人を含めた調査を行い、今後の滞納整理方針を検討したうえで手続きを進める。 		

債権管理中間報告書

債権の名称	ひとり親家庭医療費返還金	所 管 課	こども未来課
令和 5 年度 の取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現年度返還金が発生した場合、早期に電話、通知文の送付を行うことで、現年度中に返還金が完納されるよう取り組んだ。 ・ 令和 4 年度の訪問催告により、分割納付の約束を取り付けた過年度返還金の滞納者 2 名に対し、文書により毎月納付を促した ・ 督促状等に対して反応がなく、時効満了により回収困難となった債権 2 件について、債権放棄及び不納欠損を行った。 		
取組結果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現年度に発生した返還金 1 件について、現年度中に戻入が完了した。 ・ 過年度返還金 2 件について、毎月納付を促した結果、完納した。 ・ 時効満了かつ回収困難な過年度返還金 2 件の債権放棄が完了した。 		
令和 6 年度 に向けた 課題と対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 債権が発生した場合、対象者への返還通知が遅れると回収が難しくなるため、早期着手に取り組み、現年度分収入率 100%を目標とする。 ・ 督促状等に反応がない場合、自宅訪問により滞納者に直接支払を促すことで、収入率を上げる。 ・ 課内の担当者間で情報共有を行い、来課の機会がある場合は連携して滞納者に支払いを促すよう取り組む。 		

債権管理中間報告書

債権の名称	老人短期保護費納付金	所 管 課	介護福祉課
令和5年度の取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・収入未済となった1件について、本人が自身で金銭管理を行うことが難しいので、後見類型で申し立てを行った。 ・現年度分については、納付金の未納が発生しないよう、施設と連携を図りながら、収入状況を綿密に把握した。 		
取組結果	<ul style="list-style-type: none"> ・収入未済となった1件について、後見類型で申し立てを行ったが、家庭裁判所より医師の診断書通り、保佐類型が適当であるとの指摘を受けた。保佐人相当の場合には、保佐人が金銭管理の代理を行うことについて、本人の同意が必要であるので、本人の同意を得る手続きを進めている。 ・現年度分については、納付金の未納が発生しないよう、施設と連携を図りながら収入状況を綿密に把握し、収入率100%を達成した。 		
令和6年度に向けた課題と対策	<ul style="list-style-type: none"> ・収入未済となった1件について、保佐類型で申し立てを行う。保佐人が決定した後、債権回収について保佐人に依頼していく。 ・現年度分については、施設と連携を図りながら、収入状況を綿密に把握し、引き続き現年度分収入率100%を目標とする。 		

債権管理中間報告書

債権の名称	診療報酬返還金（一般）	所 管 課	国保課
令和5年度 の取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・早期に電話、文書等による督促及び催告を行い、滞納の解消に取り組んだ。 ・所在不明者の状況確認を行った。 ・長期の滞納に対しては訪問催告を実施した。 		
取組結果	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度は歳出返還金（戻入）及び現年分の収入率が99%で目標を達成することができた。 ・滞納繰越分については分納者の納付の遅れがあったが、定期的に電話による催告を行い、令和6年5月に完納となった。 		
令和6年度 に向けた 課題と対策	<ul style="list-style-type: none"> ・現年度分滞納に対して、早期に電話、文書等による督促及び催告を行う。徴収率90%以上を目標とする。 ・金銭的余裕が無い等の場合で、かつ保険者間調整が可能なケースについては、来庁等を促し、申請書及び同意書の提出を依頼する。 		

債権管理中間報告書

債権の名称	高額療養費返納金（一般）	所管課	国保課
令和5年度の取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・返納金対象者の早期発見、請求の徹底を行った。 ・連絡のつかない返金対象者に対して、家へ訪問し、早急に連絡を取った。 ・滞納者に対して、早期に電話、文書等による督促及び催告を行った。 		
取組結果	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度完納予定だった、分納中の滞納者を完納させることができた。 ・連絡のつかない滞納者の家へ訪問して納付を手渡し、納付を促したが、口頭で約束した期限までに納付されず、滞納繰越分は目標が達成できなかった。 		
令和6年度に向けた課題と対策	<ul style="list-style-type: none"> ・滞納者に対して、早期に電話、文書等による催告を行う。 ・返納金対象者の早期発見、請求の徹底を行う。 ・収入未済額0円を目標とする。 ・電話で連絡がとれなければ、早期に家へ訪問する。 		

債権管理中間報告書

債権の名称	公立保育園副食費	所 管 課	こども保育課
令和5年度の取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・口座振替利用者が増えるよう入園時に制度の案内を強化する。 (R4年度3月時点：保育料納入対象者 359 人中口座振替利用者 338 人) ・卒園児滞納者については電話連絡して支払いを促す。 (R5年度6月1日時点：滞納者 7 名) ・現年度滞納者については、対面で園から滞納者に支払いを促す。 		
取組結果	<ul style="list-style-type: none"> ・R5年度3月時点：副食費納入対象者 345 人中口座振替利用者 318 人 ・R5年度6月1日時点の滞納者 7 名のうち、1 名については支払い済み。 		
令和6年度に向けた課題と対策	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、口座振替の案内を強化する。 ・高額滞納者については、児童手当の充当について案内して支払いを促す。 ・卒園児滞納者については電話連絡して支払いを促す。 		

債権管理中間報告書

債権の名称	住宅新築資金等貸付金	所管課	人権擁護課
令和5年度の取組内容	<p>【令和5年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収入率 4.52% ・収入未済額 111,364,851円 <p>【取組内容】</p> <p>従来どおりの臨戸徴収及び納付催促等の継続、納付が滞っている滞納者に対しては、増額指導等を行った。</p>		
取組結果	<p>【収入率】目標値3.81% → 決算実績4.52%</p> <p>【滞納者数】32人 → 29人（5年度中に3人完納）</p> <p>滞納者の高齢化が進む中、残額通知の送付や納付催告等により納付意識の活性化を図った結果、収入率の目標値を達成することができたと分析する。</p>		
令和6年度に向けた課題と対策	<p>従来どおりの臨戸徴収及び納付催促に加え、借受人が死亡しているケース等については、相続人に対して相続の意思確認を行い、債権放棄の可能性を検討する。</p> <p>抵当権を設定しているケースについては、競売の実効性について個別に精査し、債権管理係と相談しながら法的措置に向けた検討を行う。</p> <p>時効期間が満了している少額滞納のケースについては、市営住宅家賃の事例を参照し、部内協議による方針決定を含めた時効の援用を検討する。</p>		

債権管理中間報告書

債権の名称	市営住宅駐車場使用料	所 管 課	建築住宅課
令和 5 年度 の取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在指定管理者が行っている短いスパンでの電話催告等を継続し、滞納を長期化させない状況作りに取り組んだ。 		
取組結果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 滞納を長期化させない状況作りができたが、現年収入率は 99.86%と目標を達成できなかった。なお、今年度の滞納繰越はなかった。 		
令和 6 年度 に向けた 課題と対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在指定管理者が行っている短いスパンでの電話催告等を継続し、滞納を長期化させない状況作りに取り組むことで、現年収入率 100%を目標とし、滞納者数及び滞納繰越額を増加させない。 		

債権管理中間報告書

債権の名称	放課後児童クラブ実費徴収金	所 管 課	学校教育課
令和5年度の取組内容	<p>文書・電話催告に応じない滞納者については、夜間訪問を行い、「児童手当に係る学校給食等の徴収等に関する申出書」を記入いただき、児童手当から充当し、滞納の解消に努めた。</p>		
取組結果	<p>夜間折衝ができた滞納者については滞納が解消されたが、未折衝や約束不履行があった家庭については滞納繰越となってしまったため、今後の滞納解消に工夫が必要である。</p>		
令和6年度に向けた課題と対策	<p>自力執行権がないため財産調査や差押えができないので、滞納の解消に苦慮しており、また、利用停止を促す指導をしても、実際のところ利用停止をしたことはない。</p> <p>対策としては、一か月分でも滞納となれば、お迎えの時に納付するまで指導をしていくしかないを考える。</p>		

債権管理中間報告書

債権の名称	新居浜市奨学資金貸付基金 貸付金	所 管 課	学校教育課
令和5年度 の取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・現年度分滞納者については、定期的に納付書を送付するなど納付が継続するよう個別に対応した。 ・滞納繰越者については、夜間訪問や連帯保証人への通知等を行い、滞納の解消に取り組んだ。 		
取組結果	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度は収入率77.77%、収入未済額823,000円となっており、目標は達成できなかったものの、戸別訪問による催告により滞納者との直接的なやり取りが出来たことから、引き続き納付催促を続ける。 ・令和4年度と比較すると収入未済額は減っている。 		
令和6年度 に向けた 課題と対策	<ul style="list-style-type: none"> ・現年度分滞納者に対しては、定期的に納付書を送付するなど、納付が継続するよう早期に個別対応に取り組む。 ・過年度分滞納者のうち2名については新規調定がないことから、滞納分がこれ以上増えないことを説明の上、早期完納に向けたアプローチを継続する。 		

債権管理中間報告書

債権の名称	しらうめ入学準備金貸付基金 貸付金	所 管 課	学校教育課
令和5年度の取組内容	<p>令和3年度から滞納している2名のうち1名については、来庁し、分納計画について協議を行って納付書を送付したものの1度も納付がない。残りの1名については、電話が繋がらないため、夜間訪問を繰り返したものの、幼少の子供に訪問対応させる等、悪質な居留守状態。情報収集したところ、入学準備金を借りる以前から市営住宅の水道代を全く払わない等、滞納常習者であることが判明。</p>		
取組結果	<p>入学準備金は少額の貸付だが、その少額の資金確保さえ困難な人に対して貸し付ける制度であることから、滞納額が大きくなれば支払いが困難になるのは明白であり、早期の滞納解消が出来なかったことが複数年度分に渡る滞納に至ったものと考えられる。</p>		
令和6年度に向けた課題と対策	<ul style="list-style-type: none"> ・新規滞納者を発生させないよう、督促状の送付等早期に対応する。 ・長期の高額滞納者についても出来る範囲でのアプローチは続けるが、ライフラインに直結する水道代でさえ滞納している者について、入学準備金の回収は困難と思われる。 ・新規貸付契約時に市税以外の滞納を確認していないが、貸付契約の同意書に市税以外の滞納や財産調査への同意をもらっておくことで、初めから返還する意思がない者への貸付抑制になるのではないか。 		

債権管理中間報告書

債権の名称	水道料金	所 管 課	企画経営課
令和5年度の取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・委託業者の意見を参考に債権回収の可否の判断を行い、回収困難と判断された水道料金については、債権放棄及び不納欠損処理を一連の手続きに基づき実施した。 ・滞納早期に催告や、給水停止などを実施することにより、高い徴収率を目指した。 ・口座振替の推進 		
取組結果	<ul style="list-style-type: none"> ・債権放棄及び不納欠損処理に関しては、債権管理委員会や議会对応など全体として問題なく業務を行うことができた。 ・徴収率は、例年並みの高い水準で推移している。 ・長期滞納者に対しては、給水停止を実施に未収金発生に未然防止に努めている。 ・滞納者に対して定期的に督促状及び催告書を送付することによって未収金の削減に努めた。 ・口座振替の普及率は引き続き高い水準で推移している。 		
令和6年度に向けた課題と対策	<ul style="list-style-type: none"> ・現年の徴収率の向上を図るため、給水停止の実施前に、催告等による早期対応によって滞納者に徴収を促すことを徹底する。 ・高齢者等の社会的弱者に配慮しつつ、給水停止の徹底を行い、徴収率の維持に努めることとする。 		